第5 報酬・料金等の源泉徴収事務

I 居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収

居住者に対し、国内において次の1から8までの表に掲げる報酬・料金等の 支払をする者は、その支払の都度それぞれ次の表に掲げる額の所得税及び復興 特別所得税を源泉徴収しなければなりません(所法204①、205)。ただし、これ らの報酬・料金等であっても、給与所得又は退職所得に該当するものについては、 それぞれ給与所得又は退職所得として源泉徴収を行います(所法2042)一)。また、 その報酬・料金等の支払者が個人であって、その個人が給与の支払者でないと き又は給与の支払者であっても常時2人以下の家事使用人のみに対する給与の 支払者であるときは、6の表(182ページ)のホステス、バンケットホステス等に 支払う報酬・料金を除き、源泉徴収をする必要はありません(所法184、204②二)。 なお、1、2及び4から7までの表に掲げる報酬・料金又は契約金の性質 を有するものは、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念 品代、酒こう料等の名義で支払われても、それぞれの報酬・料金等として源 泉徴収をする必要があります(所基通204-2)。しかし、1、2、4及び5 の表に掲げる報酬・料金の支払者が、これらの報酬・料金の支払の基因とな る役務を提供する人のその役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用を 負担する場合に、その費用として支出する金銭等が、その役務を提供する人 (5の表(180ページ)の芸能人等の役務提供事業を営む個人を含みます。) に対して交付されるものではなく、その支払者から交通機関、ホテル、旅館 等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認め られる範囲内のものであるときは、源泉徴収をしなくて差し支えありません (所基通204-4)。

- (注) 1 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません(平元直法6-1 (最終改正平26課法9-1))。
 - 2 報酬・料金等の支払を受ける者が、内国法人(人格のない社団等を含みます。)であるか居住者であるかによって、源泉徴収の対象となる所得が異なりますが、官庁等の部、課、係、研究会又は劇団若しくは楽団等の名称のものであって、居住者又は人格のない社団等のいずれに該当するかが明らかでない場合には、その支払を受ける者が次のいずれかに掲げるような事実を挙げて人格のない社団等であることを立証した場合を除き、その者を居住者として取り扱うことになります(所基通204-1)。
 - (1) 法人税を納付する義務があること。
 - (2) 定款、規約又は日常の活動状況からみて個人の単なる集合体ではなく団体として独立して存在していること。

1 第204条第1項第1号の報酬・料金

(所法205、所令320①、所基通204-6~204-10)

原稿の報 (1) 原稿料 (2) 演劇、演芸の台本の報酬 (3) 口述の報酬 (4) 映画のシノプス(筋書) 科 (5) 文、詩、歌、標語等の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又は監修料 (6) 書籍等の編さん料又は監修料 (7) 原稿料 (8) ただし、同一人に対し1回に支払は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の接点料は、多くするものは、その超える。第分については、(20.42% (6) 書籍等の編さん料又は監修料 (1) 懸賞応募作品の選利・料文は審査料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の提書に対する遺伝は、その超える。第分については、(20.42% (6) 書籍等の編さん料又は監修料 (1) 懸賞応募作品の選利・料文を養家の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の採点料は各種答案の投書に対する遺伝は、その超える。第分については、(3) ケイズ等の問題又は、第金に該当するものは、8により源泉積収を行います。(6)直入で表面と表面は、2により源泉積収を行います。(6)直入で表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を行います。(6)を表面は、2により源泉積収を表面は、2により液剤は、	区 分	左の報酬・料金に該当す	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す
(2) 演劇、演芸の台本の報酬	E 77		你承钗权饱御	るが該当しないもの
報酬				() / / / / / / / / / / / / / / / / / /
(3) 口述の報酬 (4) 映画のシノブス(筋 書) 料 (5) 文、詩、歌、標語等の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又は監修料 (2042% (6) 書籍等の編さん料又は監修科 (5) 鑑定料 (6) 書籍等の編さん料又は監修科 (5) 鑑定料 (6) 書籍等の編さん料スは監修科 (5) 鑑定料 (6) 書籍等の編さん料スは監修科 (5) 鑑定料 (6) 産産料 (1) ア・カー・ (4) ラジオ、テレビジェンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉報収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 (6) 連接・ 大田賞・ 関門上の賞金品 (6) 連接・ 大田 関門・ 関ー上の映込料。 同上・ フィルムのナレー 関ー上・ フィルムのナレー 関ー・ (7) マーブス ヤーの吹込料。 ロー・	酬			
(4) 映画のシノブス(筋 書) 料 (5) 文、詩、歌、標語等 の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又 は監修料 (20.42% (4) ラジオ、テレビジェンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉報 収を行います。 (4) ラジオ、テレビジェンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉報 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、男間賞、菊池賞等としての賞金品 「一旦」 「一旦」 「一旦」 「一旦」 「一旦」 「一旦」 「一旦」 「一旦」		報酬	ただし、同一人	(2) 試験問題の出題料又
書)料 (5) 文、詩、歌、標語等 の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又 は監修料 (20.42% (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉器 収を行います。 (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 料金に該当するものは、2により源泉器 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、男間賞、菊池賞等としての賞金品 「一旦」 「一旦」 「「一」」 「「「「「「「「「」」」 「「」」 「「」」		(3) 口述の報酬	に対し1回に支払	は各種答案の採点料
(5) 文、詩、歌、標語等 の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又 は監修料 (20.42% (20		(4) 映画のシノプス(筋	われる金額が100	(3) クイズ等の問題又は
の懸賞の入賞金 (6) 書籍等の編さん料又 は監修料 (2) 20.42% (2) 20.42% (3) 広告宣伝のための 賞金に該当するものは、8により源泉教 収を行います。 (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに 対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の 業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉教 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖問賞、菊池賞等として の賞金品 「一貫、菊池賞等として の賞金品 「日上 をの料金 「写真の報と「報誌、広告その他の印刷」 「同上 をの報酬・料金 「作曲の報子の報酬・料金 「作曲の報子」 「中本の歌談料」 「同上 「中本の歌談料」 「日上 「中本の歌談料」 「日上 「中本の歌談」 「日上 「中本			万円を超える場合	解答の投書に対する賞
(6) 書籍等の編さん料又 は監修料 20.42% 賞金に該当するもの は、8により源泉常 収を行います。 (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに 対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の 業務に関する報酬 料金に該当するもの は、2により源泉常 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、嬰間賞、菊池賞等としての賞金品 同上 絵の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷 同上 物に掲載するための写真 の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 同上 同上 日上 日上 日上 日上 日上		(5) 文、詩、歌、標語等	には、その超える	金等
は監修料 は、8により源泉智収を行います。 (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬料金に該当するものは、2により源泉智収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 「種絵の報金」におり源泉智収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 「神絵の料金」におり源泉智収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 「神絵の料金」におり源泉智収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 「中間でいます。 「中間では、本本の他の印刷では、大・一プ、ワイでは、たっプスでは、アープ、ワイでは、アープ、ロード、テープ、ロード、テープ、ロード、アープスではワイヤでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープスでは、アープ、アープ、ロード、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ		の懸賞の入賞金	部分については、	(注) 広告宣伝のための
収を行います。 (4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉程 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 「一方・一プストープストーの吹込料はワイヤーの吹込料はワイヤーの吹込料		(6) 書籍等の編さん料又	20.42%	賞金に該当するもの
(4) ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬料金に該当するものは、2により源泉街収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、里間賞、菊池賞等としての賞金品 「事絵の報金」では、大川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 「事絵の料金」では、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金 「作曲の報では、編曲の報酬では、編曲の報酬では、編曲の報酬では、「同上では、アープ、ロイをアープ、ロイをアープ、ロイをアープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロイをアープ、ロイをアープ、ロイをアープ、ロード、アープ、ロイをアープ、ロード、アープ、ロイをアープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロード、アープ、ロート、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ、アープ		は監修料		は、8により源泉徴
				収を行います。
対する報酬 (5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬料金に該当するものは、2により源泉積収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 挿絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上 絵の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 聞 レコード、テープ、ワイトープス マープ、ワイヤーの吹込料はワイヤ 映画フィルムのナレー				(4) ラジオ、テレビジョ
(5) 鑑定料 (注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬料金に該当するものは、2により源泉積収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、聖間賞、菊池賞等としての賞金品 「「「「「「「「「」」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「				ンその他のモニターに
(注) 不動産鑑定士等の業務に関する報酬料金に該当するものは、2により源泉器収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 「種絵の報金」では、2により源泉器収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 「本の料金」では、2により源泉器収を行います。 「本の賞金品 「自上 をの料金 「本の本の、「本の、「本の、「本の、「本の、「本の、「本の、「本の、「本の、「本				対する報酬
業務に関する報酬 料金に該当するものは、2により源泉復収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野間賞、菊池賞等としての賞金品 挿絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上 総の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷 物に掲載するための写真 の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 聞 レコード、レコード、テープ、ワイ テープ又 はワイヤ 映画フィルムのナレー				(5) 鑑定料
料金に該当するものは、2により源泉役収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、里間賞、菊池賞等としての賞金品 挿絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上 熱の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷 物に掲載するための写真 の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 レコード、レコード、テープ、ワイテープ又 はワイヤ 映画フィルムのナレー				(注) 不動産鑑定士等の
は、2により源泉智 収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、野 間賞、菊池賞等としての賞金品 「神絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上 総の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷				業務に関する報酬・
収を行います。 (6) 直木賞、芥川賞、里間賞、菊池賞等としての賞金品 挿絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上				料金に該当するもの
### (6) 直木賞、芥川賞、聖 間賞、菊池賞等としての賞金品				は、2により源泉徴
間賞、菊池賞等としての賞金品				収を行います。
「神絵の報 書籍、新聞、雑誌等の挿 同上				(6) 直木賞、芥川賞、野
挿絵の報				間賞、菊池賞等として
酬 絵の料金 写真の報 雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 W レコード、レコード、テープ、ワイテープスマーの吹込料はワイヤ映画フィルムのナレー				の賞金品
写真の報 雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 W レコード、レコード、テープ、ワイテープスでいる料はワイヤ映画フィルムのナレー	挿絵の報	書籍、新聞、雑誌等の挿	同上	
酬 物に掲載するための写真の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 しコード、レコード、テープ、ワイテープスセーの吹込料はワイヤ 映画フィルムのナレー	酬	絵の料金		
の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 酬 同上 レコード、レコード、テープ、ワイ 同上 テープ又 ヤーの吹込料 はワイヤ 映画フィルムのナレー	写真の報	雑誌、広告その他の印刷	同上	
の報酬・料金 作曲の報 作曲、編曲の報酬 同上 酬 同上 レコード、レコード、テープ、ワイ 同上 テープ又 ヤーの吹込料 はワイヤ 映画フィルムのナレー	酬	物に掲載するための写真		
作曲の報 作曲、編曲の報酬 レコード、レコード、テープ、ワイ 同上 テープス ヤーの吹込料 はワイヤ 映画フィルムのナレー				
M	作曲の報		同上.	
レコード、レコード、テープ、ワイ 同上 テープ又 ヤーの吹込料 はワイヤ 映画フィルムのナレー		11 Feb 1 Alm Feb 1 Dales 1		
テープ又 ヤーの吹込料 はワイヤ 映画フィルムのナレー		レコード、テープ、ワイ	同上	
はワイヤ 映画フィルムのナレー				
	1			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1		
込みの報	''-			
M				

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
デザインの報酬	(1) かい (1) では	無無等のデザイン その容器のデザイン ネーション、広告 の客室等の内部装飾、 東列棚、商品展示会 「イン 主園地等のデザインル は園料又はタイトル	(1) おない (1) 大人の (1) 大
放送謝金	ラジオ放送、テレビジョ	同上	放送演技者に支払うも
	ン放送等の謝金等		のは、5の報酬・料金に 該当し、いわゆる素人の
			ど自慢放送、素人クイズ
			放送の出演者の受けるも
			のは、8の賞金等に該当
			します。

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
著作権の使用料	書籍の印税、映画、演劇 又は演芸の原作料、上演 料等 著作物の複製、上演、演 奏、放送、展示、上映、 翻訳、編曲、脚色、映画 化その他著作物の利用又 は出版権の設定の対価	左の報酬・料金 の額×10.21% ただし、同一人 に対し1回に支払 われる金額が100 万円を超える場合 には、その超える 部分については、 20.42%	
著作隣接 権の使用	レコードの吹き込みによ る印税等	同上	商業用レコードの二次使 用料
料	放送する権利 2 レコード製作者か	演奏家、歌手等が実活 が製作したレコードを 送に係る音又は映像を	寅を録音し、録画し、又は
工業所有 権等の使 用料	工業所有権、技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに 準ずるものの使用料	同上	
講演の報酬・料金	講演を依頼した場合の講 師に支払う謝金	同上	ラジオ、テレビジョンその他のモニターに対する報酬 (注)放送謝金に該当するものについては、 放送謝金として源泉 徴収を行います。
技芸、ス ス ス 、 、 の 等 ・ 指 導料	技芸、スポーツその他これらに類するもの(実技 指導等)の教授若しの報 間等)の教授若しの報 間等)の教授若しの報 間が料金 (注)次に掲げるものも 含まれ花、茶の携 まれ花、茶の棋として 支払う謝金等 編物、ペン習字、 着付、料理、ダンス、	同上	一般の講演料に該当するものは講演の報酬・料金として、4のプロスポーツ選手に支払うものは4の報酬・料金として源泉徴収を行います。

区 分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
	カラオケ、民謡、語 学、短歌、俳句等の 教授・指導料 各種資格取得講座 の講師謝金等		るが成当しないもの
脚本の報酬・料金	映画、演劇、演芸等の 脚 本料	左の報酬・料金 の額×10.21% ただし、同一人 に対し1回に支払 われる金額が100 万円を超える場合 には、その超える 部分については、 20.42%	
脚色の報 酬・料金	(1) 潤色料 (脚本の修正、補正料)(2) プロット料 (粗筋、構想料)等	同上	
翻訳の報酬・料金	翻訳の料金	同上	
通訳の報 酬・料金	通訳の料金	同上	手話通訳の報酬・料金
校正の報 酬・料金	書籍・雑誌等の校正の料 金	同上	
書籍の装 丁の報酬 ・料金	書籍の装丁料	同上	製本の料金
速記の報 酬・料金	速記料	同上	
版下の報酬・料金	(1) 原画又は原図から直 ちに凸版、凹版、平版 等を製版することが困 難である場合に、その 原画又は原図を基とし て製版に適する下図を 調・料金 (2) 原画又は原図を基と して直接亜鉛版(ジ酬・料金	同上	(1) 図案等のプレス型の 彫刻料(2) 織物業者が支払う意 匠料又は紋切料(3) 写真植字料

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
	(3) 活字の母型下を作成 する報酬・料金 (4) 写真製版用写真原版 の修整料		
投資助言 業務に係 る報酬・ 料金	金融商品取引法第28条第 6項に規定する投資助言 業務に係る報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人 に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合 には、その超える 部分については、20.42%	

- (注) 上記の報酬・料金のうち、次のいずれかに該当するもので、同一人に対して 1回に支払うべき金額が少額(おおむね5万円以下)のものについては、源泉 徴収をしなくて差し支えありません(所基通204-10)。
 - 1 懸賞応募作品等の入選者に支払う賞金等
 - 2 新聞、雑誌等の読者投稿欄への投稿者又はニュース写真等の提供者に支払 う謝金等(あらかじめその投稿又は提供を委嘱した人にその対価として支払 うものを除きます。)
 - 3 ラジオやテレビジョン放送の聴視者番組への投稿者又はニュース写真等の 提供者に支払う謝金等(あらかじめその投稿又は提供を委嘱した人にその対 価として支払うものを除きます。)

2 第204条第1項第2号の報酬・料金

(所法205、所令320②、322、所基通204-11~204-18)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
弁 護 士、	弁護料、監査料その他名	左の報酬・料金	
外国法事	義のいかんを問わず、そ	の額×10.21%	
務弁護士、	の業務に関する一切の報	ただし、同一人	
公認会計	酬・料金	に対し1回に支払	
士、税理	(注) 支払時期及び金額	われる金額が100	
士、計理	があらかじめ一定し	万円を超える場合	
士、会計	ているもの等で、給	には、その超える	
士補、社	与所得に当たるかそ	部分については、	
会保険労	の業務に関する報酬	20.42%	
務士又は	・料金に当たるかが明	 らかでないものは、	これらの人が勤務時間や
弁理士の	勤務場所などについて	て、その支払者の指抗	軍命令に服しており、一般
業務に関	の従業員や役員と勤務	용形態において差異 な	が認められない場合には給
する報酬		独立性がある場合に	はその業務に関する報酬・
・料金	料金となります。		
企業診断	(1) 中小企業診断士の業	左の報酬・料金	
員の業務	務に関する報酬・料金	の額×10.21%	
に関する	(2) 企業の求めに応じて	ただし、同一人	
報酬・料	その企業の状況につい	に対し1回に支払	
金	て調査及び診断を行い、	われる金額が100	
	又は企業経営の改善及	万円を超える場合	
	び向上のための指導を	には、その超える	
	行う人(経営士、経営	部分については、	
	コンサルタント、労務	20.42%	
	管理士等と称されてい		
	るもの)のその業務に		
	関する報酬・料金		
司法書士	裁判所、検察庁、法務局	(左の報酬・料金	
の業務に	又は地方法務局に提出す	の額-1回の支払	
関する報	る書類の作成その他の業	につき1万円)×	
酬・料金	務に関する報酬・料金	10.21%	
土地家屋	不動産の表示に関する登	同上	
調査士の	記につき必要な土地又は		
業務に関	家屋に関する調査、測量		
する報酬	又は官公庁に対する申請		
・料金	手続その他の業務に関す		
	る報酬・料金		

			Г
区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
海事代理	船舶法、船舶安全法、船	同上	
士の業務	員法、海上運送法又は港		
に関する	湾運送事業法の規定に基		
報酬・料	づく申請、届出、登記そ		
金	の他の手続又はこれらの		
	手続に関する書類の作成		
	その他の業務に関する報		
	酬・料金		
測量士又	測量に関する計画の作成、	左の報酬・料金	
は測量士	その計画の実施その他の	の額×10.21%	
補の業務	業務に関する報酬・料金	ただし、同一人	
に関する	(注) 個人の測量業者等	に対し1回に支払	
報酬・料	で測量士等の資格を	われる金額が100	
金	有しない人が測量士	万円を超える場合	
	等の資格を有する使	には、その超える	
	用人を雇用している	部分については、	
	場合に、その測量業	20.42%	
	者等に支払われるこ		
	れらの業務に関する		
	報酬・料金も源泉徴		
	収の対象とされます。		
建築士の	(1) 建築物の設計、工事	同上	建築士の業務と建築の
業務に関	監理を行ったことに対		請負とを併せて行ってい
する報酬	して支払う報酬・料金		る人に設計等とその施工
・料金	(2) 建築工事の指導監督		とを併せて請け負わせ、
	を行ったことに対して		対価を一括して支払うよ
	支払う報酬・料金		うな場合には、その対価
	(3) 建築工事契約に関す		の総額を建築士の業務に
	る事務を行ったことに		関する報酬・料金と建築
	対して支払う報酬・料		の対価とに区分し、建築
	金		士の業務に関する報酬・
	(4) 建築物に関する調査及	–	料金について源泉徴収を
	とに対して支払う報酬・		行うのが建前ですが、建
	(5) 建築に関する法令又は		築士の業務に関する報
	の代理を行ったことに対	付して支払り報酬・	酬・料金の部分が極めて
	料金 (注)1 畑 の建筑要数	ケベオ数しゃかわさ	少額であると認められる
	(注)1 個人の建築業者等		ときは、源泉徴収をしな
	有しない人が建築士		くて差し支えありません。
	用人を雇用している		
	業者等に支払われる		
	する報酬・料金も源 れます。	**承徴収の対象とさ	
	16290		

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
建築士の	2 建築士には、建築	连士法第23条《登録》	
業務に関	に規定する建築士事	耳務所の登録を受け	
する報酬	ていない人も含まれ	にます。	
・料金			
建築代理	建築代理士(建築代理士	左の報酬・料金	
士の業務	以外の人で、建築に関す	の額×10.21%	
に関する	る申請や届出の書類を作	ただし、同一人	
報酬・料	成し、又はこれらの手続	に対し1回に支払	
金	の代理をすることを業と	われる金額が100	
	する人を含みます。)の業	万円を超える場合	
	務に関する報酬・料金	には、その超える	
	(注) 個人の建築業者等	部分については、	
	で建築代理士の資格	20.42%	
	を有しない人が建築		
	代理士の資格を有す		
	る使用人を雇用して		
	いる場合に、その建		
	築業者等に支払われ るこれらの業務に関		
	する報酬・料金も源		
	泉徴収の対象とされ		
	ます。		
不動産鑑	不動産の鑑定評価その他		
定士又は	の業務に関する報酬・料	let T	
不動産鑑	金		
定士補の	(注) 個人の建築業者等		
業務に関	で不動産鑑定士等の		
する報酬	資格を有しない人が		
・料金	不動産鑑定士等の資		
	格を有する使用人を		
	雇用している場合		
	に、その建築業者等		
	に支払われるこれら		
	の業務に関する報		
	酬・料金も源泉徴収		
	の対象とされます。		
技術士又	技術士又は技術士補のそ	左の報酬・料金	
は技術士	の業務に関する報酬・料	の額×10.21%	
補の業務	金のほか、技術士又は技	ただし、同一人	
に関する	術士補の資格を有しない	に対し1回に支払	
報酬・料	で科学技術(人文科学だ	われる金額が100	
金	けを対象とするものを除	万円を超える場合	
	きます。)に関する高等の	には、その超える	

		Г			
区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの		
技術士又	専門的応用能力を必要と	部分については、			
は技術士	する事項について計画、	20.42%			
補の業務	研究、設計、分析、試験、評価	面又はこれらに関する	る指導の業務(他の法律に		
に関する	おいてその業務を行うこと	が制限されている	業務を除きます。)を行う人		
報酬・料	のその業務に関する報酬・	料金			
金	(注)上記の「他の法律に	こおいてその業務を行	与うことが制限されている		
	業務」には、次のよう	うなものがあります。			
	1 電気事業法第43条	と《主任技術者》に対	規定する主任技術者の業務		
	2 ガス事業法第25彡	条(ガス主任技術者)	、第65条(ガス主任技術者)		
	又は第98条(ガス主	任技術者》に規定する	るガス主任技術者の業務		
	3 医師法第17条《图	医師でない者の医業績	禁止》に規定する医師の業		
	務				
	4 医薬品、医療機器	景等の品質、有効性別	及び安全性の確保等に関す		
	る法律第7条 (薬鳥	曷の管理》、第17条	《医薬品等総括製造販売責		
	任者等の設置及び記	遵守事項》、第23条の	02の14《医療機器等総括		
	製造販売責任者等♂)設置及び遵守事項》	又は第23条の34《再生医		
	療等製品総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項》の規定によ				
	り薬剤師等が行うべき管理の業務				
	5 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各 号 (エックス線作業主任者の職務)に規定するエックス線作業主				
		美主任者の職務 》に非	規定するエックス線作業主		
	任者の業務				
		《食品衛生管理者》	に規定する食品衛生管理		
	者の業務				
火災損害	社団法人日本損害保険協	左の報酬・料金	損害保険会社(損害保		
鑑定人又	会に火災損害登録鑑定人	の額×10.21%	険に類する共済の事業を		
は自動車	若しくは火災損害登録鑑	ただし、同一人	行う法人を含みます。)以		
等損害鑑	定人補又は自動車等損害	に対し1回に支払	外の者が支払う報酬・料		
定人の業	鑑定人(自動車又は建設	われる金額が100	金		
務に関す	機械の保険事故又は共済	万円を超える場合			
る報酬・	事故に関して損害額の算	には、その超える			
料金	定又は調査を行うことを	部分については、			
	業とするいわゆるアジャ	20.42%			
	スターをいいます。) と				
	して登録された人に対す				
	る報酬・料金でその業務				
	に関するもの				

(注) 上記の報酬・料金の支払者が、上記の人に対し委嘱事項に関連して支払う金 銭等であっても、その支払者が国や地方公共団体に対し、登記、申請等をする ため、本来納付すべきものとされている登録免許税、手数料等に充てるものと して支払われたことが明らかなものについては、源泉徴収をする必要はありま せん (所基通204-11)。

3 第204条第1項第3号の診療報酬

(所法205、所令322、所基通204-19)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
診療報酬	社会保険診療報酬支払基 金法の規定により社会保 険診療報酬支払基金が支 払う診療報酬	(左の診療報酬の 額-その月分とし て支払われる金額 につき20万円) × 10.21%	(1) 健康保険組合又は国 民健康保険組合等が直 接支払う診療報酬 (2) 福祉事務所が支払う 生活保護法の規定によ る診療報酬

4 第204条第1項第4号の報酬・料金

(所法205、所令320③、322、所基通204-20~204-23)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
職業野球 の選手の 業務に関 する報酬 ・料金	選手、監督、コーチャー、トレーナー又はマネージャーに対し選手契約に 定めるところにより支払 われる全ての手当、賞金 品等	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%	
職業拳闘家の業務に関する報酬・料金	プロボクサーに支払われ るファイトマネー、賞金 品その他その業務に関す る報酬・料金	(左の報酬・料金 の額 – 1 回の支払 につき 5 万円) × 10.21%	
プロサッ カーの業 手の業務 に関する 報酬・料 金	プロサッカーの選手に支 払われる定期報酬、出場 料、成功報酬その他その 業務に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人 に対し1回に支払 われる金額が100 万円を超える場合 には、その超える 部分については、 20.42%	
プロテニ スの選手 の業務に 関する報 酬・料金	プロテニスの選手に支払 われる専属契約料、入賞 賞金、出場料その他その 業務に関する報酬・料金	同上	
プロレス ラーの業 務に関す る報酬・ 料金	プロレスラーに支払われるファイトマネー、賞金品その他その業務に関する報酬・料金	同上	
プロゴル ファーの 業務に関 する報酬 ・料金	プロゴルファーに支払われるその業務に関する賞金品、手当その他の報酬・料金	同上	

区分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
プロボウ ラーの業 務に関す る報酬・ 料金	プロボウラーに支払われるその業務に関する賞金品、手当その他の報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人 に対し1回に支払 われる金額が100 万円を超える場合 には、その超える 部分については、 20.42%	
自動車のレーの業るる報・料金	サーキット場で行われる レース、ラリー、モトク ロス、トライアル等の自 動車(原動機を用い、か つ、レール又は架線によ らないで運転する車をい います。)の競走・競技 に出場するドライバー、 ライダー等に支払われる 賞金品その他その業務に 関する報酬・料金	同上	
競馬の騎 手の業務 に関する 報酬・料	競馬の騎手に支払われる その業務に関する報酬・ 料金	同上	
自技小車選モボ走の関酬車選自走又タト選務る料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	普通賞金、特別賞金、寄贈賞、特別賞(先頭賞)、 記録賞、	同上	

区 分 左の報酬・料金に該当す 源泉徴収税額 左の報酬・料金に類るが該当しないもの	似す
モデルの (1) ファッションモデル 左の報酬・料金	
業務に関 等の報酬・料金 の額×10.21%	
する報酬 (2) 雑誌、広告その他の ただし、同一人	
・料金 印刷物にその容姿を掲 に対し1回に支払	
載させることにより支 われる金額が100	
払われる報酬・料金万円を超える場合	
には、その超える	
部分については、	
20.42%	
外 交 員、(1) 外交員、集金人又は (左の報酬・料金の (1) 保険会社が団体	の代
集金人又 電力量計の検針人にそ 額-控除金額※) 表者に対して支払	う団
は電力量 の地位に基づいて保険 ×10.21% 体扱いに係る保険	料の
計の検針 会社等から支払われる ※控除金額同 集金手数料	
人の業務 報酬・料金 一人に対してそ (2) 保険会社が代理	店に
に関する (注) 1 その報酬・料金が の月中に支払わ 対して支払う集金	手数
報酬・料 職務を遂行するた れる金額につい 料	
金 めに必要な旅費と て、12万円 (別 (注) 生命保険会社	が代
それ以外の部分と に給与の支払が 理店に対し生命	保険
に明らかに区分さ あるときは、12 契約の募集に関	して
れている場合…旅 万円からその月 支払うものは、	外交
費に該当する部分 中に支払われる 員の業務に関す	る報
は非課税とされ、そ 給与の金額を控 酬・料金に該当	しま
れ以外の部分は給 除した残額 す。	
与所得とされます。(3) 製造業者又は卸	売業
2 1以外の場合で、その報酬・料金が固 者等が、特約店等	に専
定給(一定期間の募集成績等によって自 属するセールスマ	ン又
動的にその額が定まるもの及び一定期 は専ら自己の製品	等を
間の募集成績等によって自動的に格付 取り扱う特約店等	の従
けされる資格に応じてその額が定まる 業員等のために次	に掲
ものを除きます。以下この項において同 げる費用を支出す	るこ
じです。)とそれ以外の部分とに明らか とにより、そのセ	ール
に区分されているとき固定給(固定 スマン又は従業員	等が
給を基準として支給される臨時の給与 受ける経済的利益	につ
を含みます。)は給与所得、それ以外の部 いては、課税しな	くて
分は外交員等の報酬・料金とされます。 差し支えありませ	ん。
3 1及び2以外の場合その報酬・ イ セールスマン	又は
料金の支払の基因となる役務を提供す 従業員等の慰安	のた
るために要する旅費等の費用の額の多 めに行われる	運動
寡その他の事情を総合勘案し、給与と認 会、演芸会、旅	行等
められるものについてはその総額を給 のために通常要	する
与所得、その他のものについてはその総 費用	
額が外交員等の報酬・料金とされます。 ロ セールスマン	若し

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
外集は 東 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(2) 製造業者又は卸売業者 専属するセールスマンス 等を取り扱う特約店等の 取扱数量又は取扱金額に 定められているところに	は専ら自己の製品 の従業員等に対し、 に応じてあらかじめ	くは従業員等又はこれらの者の親族等の 慶弔、禍福に際し一 定の基準に従って交付する金品の費用

5 第204条第1項第5号の報酬・料金

(所法205、206、所令320④⑤、所基通204-24~204-28の5、204-32)

(//114	2001 2001 // 1020	// E.VS=01 =1	201 20 7 0 , 201 027
区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
映画、演	映画、演劇、音楽、音曲、	左の報酬・料金	料理屋、旅館等におい
劇その他	舞踊、講談、落語、浪曲、	の額×10.21%	て特定の客(団体客を含
芸能又は	漫談、漫才、腹話術、歌	ただし、同一人	みます。)の求めに応じ、
ラジオ放	唱、奇術、曲芸や物まね	に対し1回に支払	日本舞踊、三味線等の伎
送やテレ	又はラジオ放送やテレビ	われる金額が100	芸をもって客に接し酒興
ビジョン	ジョン放送の出演や演出	万円を超える場合	を添えるために軽易な芸
放送の出	又は企画の報酬・料金	には、その超える	を披露した者(料理屋、
演や演出		部分については、	旅館等に専属して芸を披
又は企画		20.42%	露している人又は常時出
の報酬・			演している人など専ら客
料金			に対して芸能の提供を行
			う人を除きます。)に対
			し、その客が直接に又は
			その料理屋、旅館等を通
			じて支払う報酬・料金
	 (注)1 「演出の報酬・料	 -金」には、指揮、	監督、映画や演劇の製作、
	振付け(剣技指導その他これに類するものを含みます。)、舞台装		
	置、照明、撮影、演奏、録音(擬音効果を含みます。)、編集、美		
	粧又は考証の報酬・料金が含まれます。		
	2 「ラジオ放送やテレビジョン放送の出演の報酬・料金」には、		
	クイズ放送又はいわゆるのど自慢放送の審査員に対する報酬・料		
	金も含まれます。		
	3 「映画や演劇の製	作、編集の報酬・料	斗金」には、映画又は演劇
	関係の監修料(カッ	ノト料) 又は選曲料プ	が含まれます。
	4 いわゆる素人のと	ご自慢放送、クイズカ	放送の出演者に対し放送の
	スポンサー等からす	支払われる賞金品等 に	は、8の賞金品等に該当し
	ます。		
芸能人の	映画や演劇の俳優、映画	左の報酬・料金	自ら主催して演劇の公
役務の提	監督や舞台監督(プロ	の額×10.21%	演を行うことにより、観
供を内容	ジューサーを含みます。)、	ただし、同一人	客等から受ける入場料等
とする事	演出家、放送演技者、音	に対し1回に支払	不特定多数の人から受け
業を行う	楽指揮者、楽士、舞踊家、	われる金額が100	るもの(公演に伴い客席
者のその	講談師、落語家、浪曲師、	万円を超える場合	等の全部又は一部の貸切
役務提供	漫談家、漫才家、腹話術	には、その超える	契約を締結することによ
に関する	師、歌手、奇術師、曲芸	部分については、	り支払を受ける対価は、
報酬・料	師又は物まね師の役務の	20.42%	不特定多数の人から受け
金	提供を内容とする事業を		るものに該当するものと
	行う者のその役務提供に		して取り扱われます。)
	17 万日 77 C 47 区份,此民任		U C-10 7 1/2424 U & 7 0)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの

芸能人の関する報酬・料金

役供と業者役に報金務をすをの務関酬の内る行そ提す・

(注)1 「役務提供に関する報酬・料金」とは、不特定多数の人から支払われるものを除き、芸能人の役務の提供の対価たる性質を有する一切のものをいいますから、その報酬・料金には、演劇を製作して提供する対価や芸能人を他の劇団、楽団等に供給したり、芸能人の出演をあっせんしたりすることにより支払われる対価はもちろん、次のようなものも含まれます。

なお、脚本、楽曲等を提供することにより支払われる対価のように著作権の対価に該当するものは、上記の報酬・料金には 含まれません。

- (1) テレビジョンやラジオの放送中継料又は雑誌、カレンダー 等にその容姿を掲載させるなどのために芸能人を供給したり、 あっせんすることにより支払われる対価
- (2) 芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作 隣接権の対価として支払われるもの(実演についての録音物 の増製又は著作権法第93条の2第1項各号(放送のための固定 物等による放送)に掲げる放送につき支払われるもので、その 実演による役務の提供に対する対価と併せて支払われるもの 以外のものを除きます。)
- (3) 大道具、小道具、衣装、かつら等の使用による損耗の補填 に充てるための道具代、衣装代等又は犬、猿等の動物の出演 料等として支払われるもの(これらの物だけを貸与したり、 これらの動物だけを出演させることにより支払われる対価を 除きます。)
- 2 事業を営む個人が特定の要件に該当するものとして所轄税務 署長から源泉徴収を要しないことの証明書の交付を受け、その 証明書を提示して支払を受けるものについては、源泉徴収をす る必要はありません。

6 第204条第1項第6号の報酬・料金

(所法205、所令322、措法41の20、措令26の29、措通(源)41の20-1~41の20-3)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
ホステス、	(1) キャバレー、ナイト	(左の報酬・料金の	芸妓の業務に関する報
バンケッ	クラブ、バーその他こ	額-控除金額※)	酬・料金
トホステ	れらに類する施設でフ	×10.21%	配膳人及びバーテン
ス・コン	ロアにおいて客にダン	※控除金額同	ダーの報酬・料金
パニオン	スをさせ、又は客に接	一人に対し1回	
等の業務	待をして遊興や飲食を	に支払われる金	
に関する	させるものにおいて、	額について、	
報酬・料	客に侍してその接待を	5,000円にその	
金	することを業務とする	支払金額の計算	
	ホステスその他の人の	期間の日数を乗	
	その業務に関する報	じて計算した金	
	酬・料金	額(別に給与の	
	(2) ホテル、旅館、飲食	支払をする場合	
	店その他飲食をする場	には、その計算	
	所(臨時に設けられた	した金額からそ	
	ものを含みます。)で行	の計算期間の給	
	われる飲食を伴うパー	与の額を控除し	
	ティー等の会合におい	た残額)	
	て、専ら接待等の役務		
	の提供を行うことを業		
	務とするいわゆるバン		
	ケットホステス・コン		
	パニオン等のその業務		
	に関する報酬・料金		

(注) バー等の経営者(キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設の経営者及びバンケットホステス・コンパニオン等をホテル、旅館等に派遣して接待等の業務を行わせることを内容とする事業を営む者)以外の者から支払われるこれらの報酬・料金は、源泉徴収の対象とはなりません。しかし、客からバー等の経営者を通じてホステス、バンケットホステス・コンパニオン等に支払われるものは、バー等の経営者が支払うものとして源泉徴収を行うことになります(所法204③、措法41の20②)。

7 第204条第1項第7号の契約金

(所法205、所令320⑥、所基通204-29、204-30)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
役務の提	職業野球の選手、その他	左の契約金の額	
供を約す	一定の者に専属して役務	×10.21%	
ること等	を提供する人が、その一	ただし、同一人	
により一	定の者のために役務を提	に対し1回に支払	
時に支払	供し、又はそれ以外の者	われる金額が100	
われる契	のために役務を提供しな	万円を超える場合	
約金	いことを約することによ	には、その超える	
	り一時に支払われる契約	部分については、	
	金	20.42%	
	(注) 契約金には、雇用		
	契約等を締結するこ		
	とにより支払われる		
	支度金、移転料等も		
	含まれます。ただし、		
	就職に伴う転居のた		
	めの旅費に該当する		
	ものは、これに当た		
	りません。		

8 第204条第1項第8号の賞金

(所法205、所令320⑦、321、322、所基通204-31~204-34)

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
事業の広	事業の広告宣伝のために	(左の賞金品の額	(1) 旅行その他の役務の
告宣伝の	賞として支払う金品その	- 控除金額※)×	提供を内容とする経済
ための賞	他の経済上の利益	10.21%	上の利益で金品との選
金	(例) いわゆる素人のど	※控除金額同	択をすることができな
	自慢放送、クイズ放送の	一人に対し1回	いもの
	出演者に対し、番組のス	に支払われる賞	(2) 次に掲げる賞金品等
	ポンサー等から支払われ	金品の額につい	で、その寄贈者等の事
	る賞金品等	て、50万円	業の広告宣伝のための
	(注)1 「事業の広告宣伝		賞金品等であると認め
	のために賞として		られるもの以外のもの
	支払う金品その他		イ 社会的に顕彰され
	の経済上の利益」と		る行為、業績等を表
	は、事業を営む者が		彰するために支払う
	商品又は事業の内		賞金品等で、社会通
	容等を広く一般に		念上それが支払者の
	知らせ顧客を誘引		営む収益事業と密接
	するために支払う		な関連があると認め
	賞金品等をいい、事		られないもの
	業を営む者が自己		ロ 使用者が自己の使
	の事業の広告宣伝		用人等を対象とし、
	のために直接支払		又は団体が自己の構
	うもののほか、次に		成員を対象として、
	掲げるものもこれ		その使用人等又は構
	に含まれます。		成員の勤務、業務、
	(1) 商店会、同業		競技、演技等の成績
	組合等の業者団		を表彰するために支
	体がその所属す		払う賞金品等
	る事業者の営む		ハ 行政官庁又はその
	事業の広告宣伝		協力団体が行政上の
	のために支払う		広報を目的として支
	賞金品等		払う賞金品等
	(2) 事業を営む者		
	又は事業を営む		
	者の組織する団		
	体から寄贈(低		
	額譲渡を含みま		
	す。)を受けた者		
	が支払う賞金品		
	等で、その寄贈		
	者等の事業の広		
	告宣伝のために		

区 分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
事業の広告宣伝のための賞金	支払うものと認 2 賞金品が物品で 通205-9)。 (1) 公社債、株式 発行信託の受益 (2) 商品券券 (3) 貴石、貴術工芸 (4) 土地又は建物 (5) 定期金に関す 評価基本通達(価額 (6) 生命保険契約	支払われる場合の評価 又は貸付信託、投資付権支払われること 確額 、真珠、さんご等やる 品支払われることと る権利又は信託の受益 昭39直資56)に定める に関する権利支払	画は、次によります(所基言託若しくは特定受益証券ととなった日の価額これらの製品又は書画、骨ととなった日の価額となった日の価額となった日の価額となった日の価額と益権相続税法又は財産るところに準じて評価した出われることとなった日に
	解約返戻金の額 納保険料、剰余 合計額)。ただし なっているもの けられている場 つき(5)に準じて	(解約返戻金のほかは 金の分配等がある場合 こ、その契約の保険* をその権利の支払者は 合には、その負担する 評価した金額を加算し	合に支払われることとなる に支払われることとなる前 合には、これらの金額との 外でその後に支払うことと こおいて負担する条件が付 ることとなっている金額に した金額 (現金正価)の60%相当額
馬主に支 払われる 競馬の賞 金	馬主に対し競馬の賞として支払われる金品のうち 金銭で支払われるもの	(左の賞金の額 -	副賞として交付される

(注) 同一人に対し2以上の者が共同して賞金を支払う場合には、これらの者のう ち授賞等の事務を主宰している者が源泉徴収を行うこととされています。

Ⅱ 内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収

内国法人に対して、国内において次の表に掲げる報酬・料金等を支払う者は、次の表の算式によって計算した額の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません(所法174十、175三、212③、213②、所令298⑨、299、所基通174-9)。

区分	左の報酬・料金に該当す るもの	源泉徴収税額	左の報酬・料金に類似す るが該当しないもの
馬主に支 払われる 競馬の賞 金	内国法人である馬主に対 し競馬の賞として支払わ れる金品のうち、金銭で 支払われるもの	(左の賞金の額 - 控除金額※) × 10.21% ※控除金額同 一人に対し1回 に支払われる賞 金の金額につい	副賞として交付される 賞品
		て、その賞金の 額の20%相当額 と60万円との合 計額	

Ⅲ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者又は内国法人に対し国内において報酬・料金等を支払う際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その報酬・料金等を支払った月の翌月10日までに、納期の特例の承認を受けている場合には、その特例の適用を受ける上記 I 2の表(171~174ページ)に掲げる報酬・料金に限り、7月10日と翌年1月20日までに、e-Taxを利用して納付するか又はその報酬・料金等の種類に応じ、それぞれ次の所得税徴収高計算書(納付書)を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します(所法204、216、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑧、復興特別所得税省令6)。

- (1) 所得税法第204条第1項第2号の報酬・料金(171~174ページのI2の 表に掲げる報酬・料金)…「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書(納 付書)」
- (2) (1)以外の報酬・料金等…「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」